

行橋市土地改良事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月25日

行橋市長 工藤政夫

行橋市条例第31号

行橋市土地改良事業施行条例の一部を改正する条例

行橋市土地改良事業施行条例（昭和48年行橋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第2項の規定及び」を削る。

第2条中「農業の生産性」を「、及び農業の生産性」に、「図り」を「図ることで」に改める。

第4条中「地方自治法第2条第3項第12号及び」を削り、「事業の内」を「事業のうち」に改める。

第5条中「国、及び県」を「国又は県」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。